

複数サービス実施加算Ⅰ・Ⅱ((Ⅰ)1月当たり250単位加算・(Ⅱ)1月当たり300単位加算)

生活機能の向上に資するサービスと運動器機能の向上に資するサービスを組み合わせて実施することを評価する加算
 ※生活機能向上グループ活動加算 + (運動器機能向上加算 or 生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱ) を実施した場合に算定可能

複数サービス実施加算の算定要件について

複数サービス実施加算を算定する場合は、生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算、生活機能向上連携加算Ⅰ・Ⅱは算定できない。(複数サービス実施加算は他加算と併算不可)

複数サービス実施加算の算定可能な組み合わせ

生活機能向上グループ活動加算 + 生活機能向上連携加算Ⅰ	複数サービス実施加算Ⅰ 250単位/月
生活機能向上グループ活動加算 + 運動器機能向上加算	複数サービス実施加算Ⅱ 300単位/月
生活機能向上グループ活動加算 + 生活機能向上連携加算Ⅱ	複数サービス実施加算Ⅱ 300単位/月

複数サービス実施加算の算定できない組み合わせ

運動器機能向上加算 + 生活機能向上連携加算Ⅰ
運動器機能向上加算 + 生活機能向上連携加算Ⅱ
生活機能向上連携加算Ⅰ + 生活機能向上連携加算Ⅱ

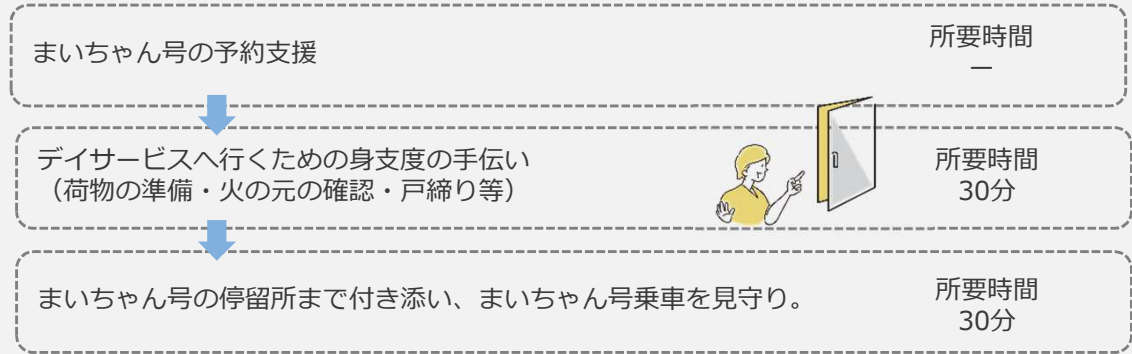


通所型サービス・活動A(A7)の送迎について

通所介護相当サービス(A6)は送迎減算があるが、通所サービスA(A7)は送迎減算は設定しないため、訪問型サービスBを組み合わせ、送迎の支援を別主体が行うといったことも可能です。
 訪問型サービスBでは、今年度からまいちゃん号を利用した外出支援を行うため、下記の例のような利用が可能です。

※利用料金については、実施団体によって異なる。

利用例 身支度の手伝いとデイサービス事業所までの付き添い
 デイサービスへ行くための身支度の支援と事業所までの付き添いを行う場合の例



※ただし、まいちゃん号の停留所が近くにある事業所に限ります。
 ※帰りは、事業所で送迎するか、まいちゃん号の予約・乗車の支援をしていただく必要があります。